

令和 3 年度 事前評価について（案）

令和3年度 事前評価について（案）

1 事前評価の実施

令和3年度において、新規に着手を予定している総事業費10億円以上の林野公共事業（施設の維持管理に係る事業及び災害復旧事業等を除く）を対象に、事業の必要性、効率性及び有効性の観点から、事前評価を実施した。

事前評価の実施地区数

（単位：地区数）

事業区分		評価実施地区数
補助事業	民有林補助治山事業	1
補助事業	森林整備事業	21
計		22

2 評価の手法

費用便益分析と併せて、チェックリストを使用することにより、定量的・定性的な効果をもって事前評価を実施。

（1）費用便益分析

整備等に要する経費及び維持管理に要する経費（C）と事業を実施した場合の効果（B）をそれぞれ現在価値で貨幣化し、費用便益比（B/C）を算出する（資料1-1「林野公共事業の事業評価における政策効果の把握について（概要）」）。

（2）チェックリスト

ア 評価事項として、必須事項（当該事業の目標を達成するための基本的事項）と優先配慮事項（各事業の実施要領等に定める事項）を設定。

イ 必須事項については、

- ①事業の必要性が明確であること、②技術的可能性が確実であること、③事業による効率性が十分見込まれること等について評価する。

ウ 優先配慮事項については、

- ①事業の有効性、②事業の効率性や実施環境等に関する事項について、原則として、「A」、「B」、「C」の三段階で評価する（資料1-2「林野公共事業における新規採択チェックリスト」）。

3 評価の内容

各事業実施地区ごとの評価内容については、資料6「令和3年度民有林補助治山事業における事前評価結果（案）」資料7「令和3年度森林整備事業における事前評価結果（案）」のとおりである。